

パート労働者に対する厚生年金適用の拡大について (法案のポイント)

(「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」で措置)

1. 新たな適用基準

※具体的な数値「20時間」「98,000円」「1年」「300人」については法律で明記

①労働時間：「週所定労働時間が20時間以上」であること

かつ

※ 雇用保険の例に同じ

②賃金水準：「賃金が月額98,000円以上」であること

かつ

※ 現行の厚生年金の保険料負担の基準(標準報酬等級)の下限の額
※ 賞与、通勤手当、残業手当等を含まない毎月の賃金支給額で判断

③勤務期間：「勤務期間が1年以上」であること

かつ

※ 雇用保険の例に同じ

④学生の取扱い：学生は適用対象外とする

かつ

※大学、短大、高校、高専、専修学校、各種学校(1年以上課程)等の学生

⑤ 中小零細事業所への配慮：「従業員が300人以下」の中
小零細事業主には新たな基準の適用を猶予

※ 現在厚生年金の適用対象とされている従業員の人数で算定
※ 猶予期間は「別に法律で定める日」まで

→ この基準により新たに適用対象となる人数は約10～20万人程度

※ 現在、「4分の3以上」の基準により既に厚生年金の適用対象とされているパート労働者については、引き続き現行の基準による。

2. 健康保険・介護保険

○ 被用者に対する社会保険制度として一体的な運営を行っていることから、厚生年金で新たに適用対象となる者については、健康保険・介護保険も適用する。

3. 施行時期

○ 制度の周知や企業の対応、行政実務(日本年金機構)の対応など十分な準備期間を設ける観点から、平成23年9月1日から施行する。

※日本年金機構：平成22年1月発足予定